

## 兵庫区「地域と児童生徒とのコラボレーション活動助成」に関する要綱

(平成 26 年 10 月 24 日 兵庫区長決定)

(趣旨・目的)

第 1 条 この要綱は、兵庫区内（以下「区内」という。）の地域の団体と児童生徒が協働で取り組む活動を支援することにより、世代を越えて人と人とが協力してつながることで、地域を愛する気持ちを見つめ直し、将来にわたって地域に貢献できる若い人材を育み、やさしさと思いやりにあふれるまちづくりを推進することを目的とする。

(助成対象活動)

第 2 条 区内の自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会・防災福祉コミュニティ・青少年育成協議会・PTA等の諸団体（以下「地域団体等」という。）と小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒が協働で取り組む活動を助成対象とする。

(助成内容)

第 3 条 兵庫区長（以下「区長」という。）は、助成申請額の範囲内で、一申請あたり 10 万円を限度に予算の範囲内で助成することができる。

(助成対象経費)

第 4 条 助成対象経費は、直接経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 領収書がない等使途が不明なもの
- (3) 人件費
- (4) 地域の祭りへの協賛金や負担金等、直接活動を伴わないもの
- (5) その他区長が適当と認めないもの

(助成金交付申請)

第 5 条 助成を受けようとする地域団体等（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書（様式 1）に必要書類を添付して、別に定める時期に申請するものとする。

2 申請団体が同一の場合に限り、複数の事業を一括して申請することができる。

(要件審査・助成金の交付)

第 6 条 区長は、申請案件について書面による審査を行い、第 2 条に該当する場合は、助成金の金額を決定し、助成金交付決定通知書（様式 2）により申請団体に通知する。

2 区長は、前項の審査の結果、必要と認めるときは、助成金交付申請額の範囲内で金額を減額修正して、助成金を交付することができる。

3 区長は、第 1 項の審査の結果、第 2 条に該当しないと認められる場合は、理由を付して、不交付である旨を助成金不交付決定通知書（様式 3）により、当該申請団体に通知する。

- 4 第1項の場合において、区長は助成金の交付目的を達するために必要な条件を付すことができる。
- 5 区長は、申請団体からの助成金交付請求書（様式4）による請求を受けて助成金を支払うものとする。

（活動の変更等）

- 第7条 第6条第1項の助成金交付決定通知書を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書（様式5）を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、計画変更申請書の審査の結果、助成金の交付目的を達することができないと判断した場合は、助成金の交付決定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

（活動報告書の提出）

- 第8条 交付決定団体は、活動終了後速やかに、必要書類を添えて活動報告書（様式6）を提出しなければならない。
- 2 前項の必要書類には、使途が確認できる交付決定団体宛の領収書の原本又は写し及び活動の様子が確認できる写真等を添付することとする。

（助成金の返還等）

- 第9条 交付決定団体は、交付を受けた助成金に余剰が生じた場合は、余剰金を区長に返還しなければならない。
- 2 区長は、交付決定団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。
    - （1）助成金の申請や報告に関して虚偽又は不正の事実があるとき
    - （2）助成金を助成対象活動以外に使用したとき
    - （3）助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき
    - （4）その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき

（補則）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

（施行細目の委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月24日より施行する。